

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（鉄道駅バリアフリー料金の設定等に伴う改正）

現 行	改 正				
(前略)	(前略)				
目 次	目 次				
第1編 総 則 (第1条—第8条)	第1編 総 則 (第1条—第8条)				
第2編 旅客営業	第2編 旅客営業				
第1章 通 則 (第9条—第11条)	第1章 通 則 (第9条—第11条)				
(中略)	(中略)				
第7章 乗車変更の取扱い	第7章 乗車変更の取扱い				
第1節 通 則 ( <u>第88条</u> ・第89条)	第1節 通 則 ( <u>第87条の2</u> —第89条)				
(中略)	(中略)				
(旅客運賃・料金の種類)	(旅客運賃・料金の種類)				
第41条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。	第41条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。				
(1) 旅客運賃	(1) 旅客運賃				
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="248 858 465 890">イ 普通旅客運賃</td> <td data-bbox="510 810 741 943"> <ul style="list-style-type: none"> <li>片道普通旅客運賃</li> <li>往復普通旅客運賃</li> <li>連続普通旅客運賃</li> </ul> </td> </tr> </table>	イ 普通旅客運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>片道普通旅客運賃</li> <li>往復普通旅客運賃</li> <li>連続普通旅客運賃</li> </ul>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="1227 858 1444 890">イ 普通旅客運賃</td> <td data-bbox="1496 810 1727 943"> <ul style="list-style-type: none"> <li>片道普通旅客運賃</li> <li>往復普通旅客運賃</li> <li>連続普通旅客運賃</li> </ul> </td> </tr> </table>	イ 普通旅客運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>片道普通旅客運賃</li> <li>往復普通旅客運賃</li> <li>連続普通旅客運賃</li> </ul>
イ 普通旅客運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>片道普通旅客運賃</li> <li>往復普通旅客運賃</li> <li>連続普通旅客運賃</li> </ul>				
イ 普通旅客運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>片道普通旅客運賃</li> <li>往復普通旅客運賃</li> <li>連続普通旅客運賃</li> </ul>				
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="248 978 465 1010">ロ 定期旅客運賃</td> <td data-bbox="510 954 741 1038"> <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤定期旅客運賃</li> <li>通学定期旅客運賃</li> </ul> </td> </tr> </table>	ロ 定期旅客運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤定期旅客運賃</li> <li>通学定期旅客運賃</li> </ul>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="1227 978 1444 1010">ロ 定期旅客運賃</td> <td data-bbox="1496 954 1727 1038"> <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤定期旅客運賃</li> <li>通学定期旅客運賃</li> </ul> </td> </tr> </table>	ロ 定期旅客運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤定期旅客運賃</li> <li>通学定期旅客運賃</li> </ul>
ロ 定期旅客運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤定期旅客運賃</li> <li>通学定期旅客運賃</li> </ul>				
ロ 定期旅客運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤定期旅客運賃</li> <li>通学定期旅客運賃</li> </ul>				
ハ 団体旅客運賃	ハ 団体旅客運賃				
(中略)	(中略)				
(4) 座席指定料金	(4) 座席指定料金				
(中略)	<u>(鉄道駅バリアフリー料金の取扱い)</u>				
(中略)	<u>第41条の2 この規則に規定する旅客運賃については、旅客会社線区間にあつては旅客規則に定める鉄道駅バリアフリー料金を、連絡会社線区間にあつては連絡会社が別に定める鉄道駅バリアフリー料金をそれぞれ含むものとして取り扱う。</u>				
(中略)	(中略)				

現 行	改 正
<p>(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、富士山麓電気鉄道株式会社線、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)</p> <p>第 72 条の 2 第 37 条及び第 38 条までの規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、富士山麓電気鉄道株式会社線各駅、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるとき座席指定料金は、第 71 条の規定にかかわらず次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大人座席指定料金</p> <p>旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円 (<u>伊豆急行株式会社線区間にあつては座席指定料金 110 円</u>、富士山麓電気鉄道株式会社線区間にあつては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線区間にあつては座席指定料金 250 円) を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(乗車変更等の取扱箇所)</p> <p>第 87 条の 2 乗車変更その他この章及び次章に規定する取扱いは、別に定める場合を除き、原乗車券類等にかかわる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅又は車船内において行う。ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅(原乗車券類等にかかわる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅に限る。)において取り扱う。</p>	<p>(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、富士山麓電気鉄道株式会社線、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)</p> <p>第 72 条の 2 第 37 条及び第 38 条までの規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、富士山麓電気鉄道株式会社線各駅、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるとき座席指定料金は、第 71 条の規定にかかわらず次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 大人座席指定料金</p> <p>旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と<u>伊豆急行株式会社線区間</u>、井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円(富士山麓電気鉄道株式会社線区間にあつては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線区間にあつては座席指定料金 250 円) を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(乗車変更等の取扱箇所)</p> <p>第 87 条の 2 乗車変更その他この章及び次章に規定する取扱いは、別に定める場合を除き、原乗車券類等にかかわる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅又は車船内において行う。ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅(原乗車券類等にかかわる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅に限る。)において取り扱う。</p> <p><u>(乗車変更等における鉄道駅バリアフリー料金の取扱い)</u></p> <p><u>第 87 条の 3 乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて旅客運賃の払いもどしを行う場合、鉄道駅バリアフリー料金は、当該旅客運賃に含まれるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>2 前項の規定によるほか、乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて旅</u></p>

現 行					改 正					
(中略)					(中略)					
(準用規定)					(準用規定)					
第96条 旅客規則第237条の <u>2</u> から第240条まで、第243条、第244条、第245条から第247条まで及び第250条の規定は、この章に準用する。					第96条 旅客規則第237条の <u>3</u> から第240条まで、第243条、第244条、第245条から第247条まで及び第250条の規定は、この章に準用する。					
(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。					(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。					
第237条の <u>2</u> 手数料の收受					第237条の <u>3</u> 手数料の收受					
(以下略)					(以下略)					
別表 (別冊)					別表 (別冊)					
(236) 小田急電鉄株式会社線					(236) 小田急電鉄株式会社線					
規則別表					規則別表					
連絡会社名	經由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	連絡会社名	經由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	
小田急電鉄株式会社 小田原線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	<u>片、往、続、勤定、学定、団</u>		小田急電鉄株式会社 小田原線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	勤定、学定		
		同	同	同			同	同		
		<u>同</u>	小田原 山手線 新宿	<u>同</u>			<u>東日本旅客会社線</u>	小田原 山手線 新宿	<u>片、勤定、学定</u>	
		<u>同</u>	南武線 登戸	<u>同</u>			<u>東海旅客会社線</u> <u>東日本旅客会社線</u>	新宿 南武線 登戸	<u>勤定、学定</u>	<u>片、勤定、学定</u>



現 行					改 正					
江ノ島線	東日本・東海 旅客会社線	東海道本線	藤沢	<u>片、往、続、勤定、学定、団</u>	江ノ島線	東日本・東海 旅客会社線	東海道本線	藤沢	勤定、学定	
		(中略)					(中略)			
	同	横浜線	町田	<u>勤定、学定</u>		同	同	横浜線	町田	<u>同</u>
		相模線	厚木	<u>片、往、続、勤定、学定、団</u>				相模線	厚木	<u>片、勤定、学定</u>
同	同	海老名	勤定、学定	同	<u>東日本旅客会 社線</u>	同	<u>厚木</u>	<u>勤定、学定</u>		
同	同	(中略)		同	<u>東海旅客会社 線</u>	同	<u>厚木</u>	<u>勤定、学定</u>		
同	同	(中略)		同	<u>東日本・東海 旅客会社線</u>	同	海老名	勤定、学定		
(中略)					(中略)					
小田原線 多摩線 江ノ島線	東京地下鉄線	山手線	原宿	勤定、学定	小田原線 多摩線 江ノ島線	東京地下鉄線	山手線	原宿	勤定、学定	
	明 治 神 宮 前・代々木 上原間	(中略)				明 治 神 宮 前・代々木 上原間	(中略)			
	稲田堤・新 宿間	南武線	稲田堤	同		<u>京 王</u> 稲 田 堤・新宿間	南武線	稲田堤	同	
		同	稲田堤	同			同	稲田堤	同	
稲田堤・下 北沢間	同	稲田堤	同	<u>京 王</u> 稲 田 堤・下北沢 間	同	稲田堤	同			

現 行					改 正				
	稲田堤・永山間	同 稲田堤	同			<u>京王</u> 稲田堤・ <u>京王</u> 永山間	同 稲田堤	同	
	稲田堤・多摩センター間	同 稲田堤	同			<u>京王</u> 稲田堤・ <u>京王</u> 多摩センター間	同 稲田堤	同	
			(中略)					(中略)	
	橋本・永山間	同 橋本	同			橋本・ <u>京王</u> 永山間	同 橋本	同	
	橋本・多摩センター間	同 橋本	同			橋本・ <u>京王</u> 多摩センター間	同 橋本	同	
	東急電鉄線 渋谷・中央林間間	同 山手線 渋谷	同			東急電鉄線 渋谷・中央林間間	同 山手線 渋谷	同	
	<u>武蔵溝ノ口</u> ・中央林間間	同 南武線 武蔵溝ノ口	同			<u>溝ノ口</u> ・中央林間間	同 南武線 武蔵溝ノ口	同	
			(中略)					(中略)	
全線	相模鉄道線 横浜・大和間	同 東海道本線 横浜	同		全線	相模鉄道線 横浜・大和間	同 東海道本線 横浜	同	

現 行					改 正				
(中略)					(中略)				
	海老名・大和間	相模線 海老名	同		海老名・大和間	相模線 海老名	同		
					<u>羽沢横浜国</u>	<u>東海道本線</u>			
					<u>大・大和間</u>	<u>羽沢横浜国</u>	同		
							大		
					<u>羽沢横浜国</u>	同			
					<u>大・海老名</u>	<u>羽沢横浜国</u>	同		
					間		大		
					<u>羽沢横浜国</u>	同			
					<u>大・湘南台</u>	<u>羽沢横浜国</u>	同		
					間		大		
					<u>新横浜・大</u>	<u>横浜線</u>			
					和間		<u>新横浜</u>	同	
					<u>新横浜・海</u>	同			
					<u>老名間</u>		<u>新横浜</u>	同	
					<u>新横浜・湘</u>	同			
					<u>南台間</u>		<u>新横浜</u>	同	
(以下略)					(以下略)				
(中略)					(中略)				
(243) 箱根登山鉄道株式会社線 規則別表					(243) 箱根登山鉄道株式会社線 規則別表				
連絡会社名	經由運輸機関名 及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	連絡会社名	經由運輸機関名 及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項

現 行				改 正			
箱根登山鉄 道株式会社 線		<u>東海道本線</u>	片、往、続、勤定、学 定、団	箱根登山鉄 道株式会社 線			勤定、学定
	東日本旅客鉄 道会社線	同 小田原			東日本・ <u>東海</u> 旅 客鉄道会社線	同 小田原	
		(以下略)				(以下略)	
		(以下略)				(以下略)	

附則

この通達は、令和5年3月18日から施行する。ただし、第72条の2に係る改正は令和5年3月18日乗車となるものから施行する。